

大和市マンションの管理計画認定制度事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。)及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンション管理計画認定制度に関する事務ガイドライン(令和3年11月国土交通省策定。以下「ガイドライン」という。)に定めるもののほか、その実施にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、法、規則及びガイドラインにおいて使用する用語の例による。

(認定申請)

第3条 マンションの管理者等は、法第5条の3第1項の規定によるマンション管理計画の認定の申請(以下「認定申請」という。)をしようとする場合、規則別記様式第1号による申請書に、当該申請について法第91条の規定による指定を受けた公益財団法人マンション管理センターが運営する管理計画認定手続支援サービスにより発行される事前確認適合証を添えて、大和市長に提出しなければならない。

(認定の決定)

第4条 市長は、第3条の規定による認定申請が行われ、その内容及び添付書類に不備がなく、かつ審査により管理計画が大和市マンション管理適正化推進計画別紙2の基準に適合すると認めるときは、管理計画の認定を行い、規則別記様式第1号の2をもって、認定申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 認定申請を行ったマンションの管理者等が、市長の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、第1号様式をもって申請を行うものとする。この場合、申請書類(添付図書等を含む。)は返却しない。

(変更計画の認定)

第6条 既に管理計画の認定を受けたマンションの管理者等が、計画内容の変更をする場合は、規則別記様式第1号の5をもって申請を行うものとする。

- 2 市長は、前項の変更申請に基づく変更計画の認定を行う場合は、規則別記様式第1号の6をもって変更申請者に通知しなければならない。
- 3 第4条の規定は、前項の申請について準用する。

(更新計画の申請)

第7条 管理計画の認定を受けたマンションの管理者等は、5年間とする認定の有効期間の満了日までに、規則別記様式第1号の3をもって、市長に管理計画の更新認定の申請を行うものとする。

2 第3条の規定は、前項の申請について準用する。

(更新計画の認定)

第8条 市長は前条の規定による更新認定の申請を受け、これを認定した場合には、規則別記様式第1号の4をもって更新申請をした者に通知しなければならない。

2 第4条の規定は、前項の申請について準用する。

(管理計画認定マンションの公表)

第9条 市長は、管理計画の認定を受けたマンションの管理者等が、認定を受けたときに公表に同意した場合、マンションの名称、所在地、認定日等の情報を公表することができる。

(報告の徴収)

第10条 市長は、管理計画の認定を受けたマンション管理者等に対し、当該マンションの管理状況の報告を、第2号様式により求めることができるものとする。

(改善命令)

第11条 市長は、管理計画の認定を受けたマンション管理者等が認定計画に従って当該マンションの維持管理を行っていないと認めるときは、第3号様式によって管理者等に通知し、必要な措置を命ずることができるものとする。

(管理の取りやめ)

第12条 管理計画の認定を受けたマンション管理者等が、当該マンションの管理を取りやめようとする場合は、その旨の報告を第4号様式により求めるものとする。

(計画認定の取消し)

第13条 市長は法第5条の10第1項の規定により認定の取消しをする場合は、第5号様式により、管理計画の認定を受けたマンション管理者等に通知するものとする。

(手数料)

第14条 第3条、第6条の1及び第7条の1の各申請に係る手数料は、管理計画認定制度の周知及び活用を図るため、当面の間、徴収しない。ただし社会情勢の変化又は管理計画認定制度の普及状況によっては、今後の手数料の設定及び徴収は妨げない。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。